

令和 6 年度

奄美大島におけるナガエツルノゲイトウ等侵略的外来植物の防除活動業務
仕様書

1. 業務の目的

奄美大島は、固有で多様な生態系を形成する亜熱帯照葉樹林が特徴的な島であり、2017年3月に国立公園に指定され、また、2021年7月には世界自然遺産に登録された。しかし、島内においては、オオキンケイギク、ボタンウキクサ、オオフサモ、ナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物を含む侵略的外来植物が繁茂し、早期の防除が求められている。

なかでも南アメリカを原産とするナガエツルノゲイトウ (*Alternanthera philoxeroides*) は水域において、自身の茎を絡ませながら厚い藪を形成するため、在来の生態系等に大きな被害を及ぼすおそれがある。

また外来ミズユキノシタ (アメリカユキノシタ、セイヨウミズユキノシタなど) も奄美大島全島に侵入し、住用川など生物多様性保全上重要な地域での生育が確認されており、在来植生との競合が危惧されている。

本業務では奄美大島からナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物を含む侵略的外来植物の防除を進め、奄美大島の生態系保全に資することを目的とする。

2. 業務履行期限

令和 7 年 3 月 31 日

3. 実施地域

鹿児島県奄美大島

4. 業務の内容

(1) 打ち合わせ

請負者は、調査前に 1 回、対面または WEB 会議にて環境省奄美群島国立公園管理事務所担当官 (以下、「環境省担当官」という。) と業務内容の打ち合わせを行う (半日程度)。その際、業務スケジュール、安全管理計画書 (ハブ咬傷やハチ刺傷等の事故防止対策、事故時の応急処置方法、緊急連絡網、対応医療機関等を記載したもの) を提出すること。

(2) ナガエツルノゲイトウ・外来ミズユキノシタ生育状況及び周辺希少動植物調査

奄美大島におけるナガエツルノゲイトウ生育地 1 箇所および住用川流域の外来ミズユキノシタ生育地において生育状況調査を行う (合計 2 人日程度)。生育範囲、繁茂状況、周辺植生、地形の特徴、土地利用等の状況について記録する。業務を実施するに当たって必要な GPS 機器、カメラ、計測機器は環境省担当官より貸与する。生育範囲についてはメジャーなどを用いて周囲長、面積を計測する。また、作業を行う際に配慮すべき希少動植

物（環境省レッドリスト及び鹿児島県レッドリスト掲載種）の生息・生育について、目視または双眼鏡等を用いて調査し、まとめる際には種のカテゴリー区分もそれぞれ記載する。生育地において、環境省または市町村、他団体により防除作業等が行われている場合は、過去の防除作業状況、防除方法について調査しまとめる。とりまとめの際は環境省奄美群島国立公園管理事務所で把握している生育情報を参考にすること。

（３） ナガエツルノゲイトウ等侵略的外来植物の防除作業

奄美大島において、ナガエツルノゲイトウの生育地点、新住用ダム付近の外来ミズユキノシタ生育地点において防除作業を実施する（合計 66 人日程度、昨年度実績より 1,320kg の防除量を想定）。

また、作業の際は前後の写真、防除方法、防除量、前回作業からの変化など作業の詳細を作業記録としてまとめること。

なお、防除作業後は防草シートで防除箇所を覆うなど、植物体が再生しないように努める。回収したナガエツルノゲイトウ及び外来ミズユキノシタは環境省担当官の指示により、フレコンバッグ及びゴミ袋を用いて、適切な移動及び適切な処理を行うこと。防除作業に当たって必要な防草シート、及びフレコンバッグは環境省担当官より貸与する。

（４） 奄美大島におけるナガエツルノゲイトウ防除実施計画案の作成

改正外来生物法の責務規定を踏まえ、「令和 5 年度奄美大島におけるナガエツルノゲイトウ等侵略的外来植物の防除活動業務報告書」（環境省担当官より貸与）を参考にし、これまでの作業による防除実績も考慮しながら、連携した防除により奄美大島からナガエツルノゲイトウを根絶させることを目指して、「奄美大島におけるナガエツルノゲイトウ防除実施計画案」を作成する。なお、計画案には当該種の防除方法やその防除効果測定の方法を環境省担当官との協議の上で検討して含むこと。

（５） その他

業務の実施について、必要な手続きが生じた場合は環境省担当官と相談して行うこととする。

防除作業等の際は、ハブやハチ等の危険生物に十分に注意し、防除開始前に棒による追い払い等を行うこと。また、安全管理計画書に従って作業従事者に安全教育を行い、安全対策を徹底すること。

（６） 報告書の作成

（１）～（４）の実施内容について結果を取りまとめるとともに、報告書を作成すること。

位置情報については地理情報システム（GIS）上で情報整理すること。取りまとめの詳細は環境省担当官と調整し、提出に際しては少なくとも 1 ヶ月前までに GIS データも含めて担当官の了解を得ること。

5. 成果物

紙媒体：報告書 10部（A4判 30頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 3セット

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所奄美群島国立公園管理官事務所

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になっ

た場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて令和5年度奄美大島におけるナガエツルノゲイトウ等侵略的外来植物の防除活動業務を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、過年度業務における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所野生生物課

(TEL:098-836-6400)

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
 - ・地理情報システム；ESRI 社 ArcGIS で表示できる形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。